

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和 7 年 9 月 2 6 日に開催した府中市地域公共交通に関する運賃協議会において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額	備考
大人普通旅客運賃	1 乗車 1 0 0 円	
小児普通旅客運賃	1 乗車 1 0 0 円	未就学児は無料とする。
普通回数券旅客運賃	1 乗車 1 0 0 円	1 0 0 円×2 1 枚つづり 2, 0 0 0 円（割引率 4. 7 6 %）

(2) 適用方法

ア この運賃は、2 の旅客を輸送する場合に適用する。

イ 東京都シルバーパスは利用できない。

2 運賃を適用する路線

府中市コミュニティバス「ちゅうバス」

多磨町ルート／押立町ルート／朝日町ルート／是政循環／郷土の森ルート

本宿町循環／南町ルート／四谷循環（詳細は別紙のとおり）

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 8 年 4 月 1 日から

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

京王バス株式会社

令和 7 年 9 月 2 6 日

府中市地域公共交通に関する運賃協議会

会長 山 田 英 紀

府中市コミュニティバス「ちゅうバス」(バス路線) 路線図

